

令和4年度6月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」に対応し、県民生活や県内経済への影響を緩和するための対策を講じるとともに、コロナ対策など当初予算編成後の状況の変化により早急に補正を要するものについて、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	当初予算額	6月補正予算額				6月現計 予算額	(参考) 4年度6現/ 3年度6現
		総合緊急対策 対応分	コロナ対策	その他	合計		
一般会計	23,448.59	216.90	29.34	5.42	251.67	23,700.26	101.4
特別会計	21,162.48	—	—	2.35	2.35	21,164.84	103.4
企業会計	1,574.77	—	—	—	—	1,574.77	105.4
計	46,185.85	216.90	29.34	7.78	254.02	46,439.88	102.4

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	当初予算額	6月補正予算額				6月現計 予算額
		総合緊急対策 対応分	コロナ対策	その他	合計	
国庫支出金	4,239.69	216.90	25.37	2.30	244.58 ^{※1}	4,484.28
繰入金	1,445.12	—	3.96	3.12	7.08 ^{※2}	1,452.21
その他	17,763.76	0.00	—	—	0.00	17,763.76
計	23,448.59	216.90	29.34	5.42	251.67	23,700.26

※1 国庫支出金の内訳は以下のとおり

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 : 129.10 億円
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 : 19.22 億円
- ・その他 : 96.26 億円

※2 繰入金の内訳は以下のとおり

- ・かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金 : 3.57 億円
- ・安心こども基金 : 2.30 億円
- ・財政調整基金繰入金 : 1.19 億円

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

【取組毎の補正予算額】

取 組	補正予算額	うち臨時交付金
(1) 総合緊急対策対応分	216 億 9,045 万円	122 億 9,512 万円
ア 生活困窮者等生活者支援	153 億 290 万円	59 億 758 万円
イ 中小企業・小規模事業者等への支援	63 億 7,999 万円	63 億 7,998 万円
ウ ウクライナ避難民への支援	756 万円	756 万円
(2) 新型コロナウイルス感染症対策	29 億 3,415 万円	6 億 1,504 万円
(3) その他（新たな子育て家庭支援の基盤整備 等）	5 億 4,294 万円	—
合 計	251 億 6,756 万円	129 億 1,016 万円

(1) 総合緊急対策対応分

216 億 9,045 万円

ア 生活困窮者等生活者支援（153 億 290 万円）

(ア) 生活困窮者等への支援（97 億 5,733 万円）

a 臨時交付金活用分

事業名及び事業概要	補正予算額
①子ども食堂の継続支援 材料費などの高騰により、活動が困難となっている子ども食堂を支援するため、食堂運営者への協力金を追加で支給する。 ・協力金：12万円／団体	1,400万円
②子どもの学習・生活支援体制強化事業費補助 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくりのため、オンライン環境の導入等を行う民間団体に対して補助する。 ・補助上限：25万円／団体	1,450万円
③生活困窮者支援団体応援事業費 生活困窮者への食糧支援や炊き出し、巡回相談等を実施するNPO団体等へ協力金を支給する。 ・協力金：12万円／団体	2,208万円
④困難を抱える女性を支援する団体への支援 深刻化が懸念されるDV被害者等の支援活動の継続を援助するため、物価高騰等により活動困難になっている女性支援団体に対して、協力金を支給する。 ・協力金：12万円／団体	120万円
⑤ひきこもり等支援団体への支援 ひきこもり、不登校等で悩む方やその家族の支援活動の継続を援助するため、物価高騰等により活動困難になっているひきこもり等支援団体に対して、協力金を支給する。 ・協力金：12万円／団体	1,200万円

事業名及び事業概要		補正予算額
⑥	⑥高齢者団体等への支援 物価高騰等により活動困難になっている高齢者団体やケアラー支援団体の活動を支援するため、協力金を支給する。また、ICTを活用した活動を支援するため、アドバイザーを派遣する。 ・協力金：12万円／団体	1億1,800万円
⑦	⑦生活困窮者に対する就職準備金の支給 生活困窮者自立支援金や住居確保給付金を受給している方の就職を促進するため、就職した方に就職準備金を支給する。 ・準備金：5万円／人	220万円
⑧	⑧生活困窮者支援制度の普及啓発等 生活困窮者に支援情報を届けるため、ポータルサイトの構築や出前講座等を実施し、生活困窮者の事情に応じた情報発信を行う。また、県内のひきこもり相談窓口を周知するため、Web広告等を実施する。	3,300万円
⑨	⑨住居喪失者に対する支援 失業等で住まいを失った方の居所を確保するため、ビジネスホテルの空室を借り上げ、住居喪失者を一時的に受け入れる。	788万円
⑩	⑩障がい者への生活支援 社会情勢の変化を受け、経済的に不安を抱える障がい者の生活支援のため、障害者就業・生活支援センターの体制を強化し、積極的な相談対応等を行う。	2,636万円
⑪	⑪無料低額宿泊所改修費等の補助 女性・高齢者向け無料低額宿泊所の環境を改善するため、事業者が行うトイレの改修やスロープの設置等に対して補助する。	2,400万円
⑫	⑫相談体制の強化 生活困窮者等の悩みに広く対応するため、「こころの健康に関する相談」の電話相談窓口やSNS相談窓口「いのちのほっとライン@かながわ」を拡充する。	8,905万円
合 計		3億6,428万円

問合せ先			
【①】	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課	課長 後明	電話 045-210-4660
【②、③、⑦、⑧、⑨、⑪】	福祉子どもみらい局福祉部	生活困窮者対策担当課長 深石	電話 045-285-0864
【④】	福祉子どもみらい局共生推進本部室人権男女共同参画担当課長	宮崎	電話 045-210-3630
【⑤、⑧ひきこもり相談】	福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課	課長 長島	電話 045-210-3830
【⑥】	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課	課長 垣中	電話 045-210-4830
【⑩】	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	課長 鳥井	電話 045-210-4700
【⑫】	健康医療局保健医療部	精神保健医療担当課長 渡邊	電話 045-285-0227

b 臨時交付金活用以外分

事業名及び事業概要		補正予算額									
<p>①生活福祉資金貸付事業費補助 生活困窮者の増加に対応するため、生活福祉資金の特例貸付を行う県社会福祉協議会に貸付原資等を補助する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸付対象者</th> <th>貸付上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急小口資金</td> <td>休業等により一時的に生活費が必要な世帯</td> <td>10万円以内 (学校休業等の場合は20万円以内)</td> </tr> <tr> <td>総合支援資金</td> <td>失業等により生活の立て直しが必要な世帯</td> <td>月20万円以内(単身15万円以内) 貸付期間：3か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		区分	貸付対象者	貸付上限	緊急小口資金	休業等により一時的に生活費が必要な世帯	10万円以内 (学校休業等の場合は20万円以内)	総合支援資金	失業等により生活の立て直しが必要な世帯	月20万円以内(単身15万円以内) 貸付期間：3か月以内	93億5,884万円
区分	貸付対象者	貸付上限									
緊急小口資金	休業等により一時的に生活費が必要な世帯	10万円以内 (学校休業等の場合は20万円以内)									
総合支援資金	失業等により生活の立て直しが必要な世帯	月20万円以内(単身15万円以内) 貸付期間：3か月以内									
<p>②生活困窮者自立支援金の給付 生活福祉資金の貸付額が上限に達するなどにより、新たに貸付けを受けられず生活に困窮する方を支援するため、支援金を給付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給額 (最大6ヵ月まで)</th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人以上世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>：月6万円</td> <td>：月8万円</td> <td>：月10万円</td> </tr> </tbody> </table>		支給額 (最大6ヵ月まで)	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯		：月6万円	：月8万円	：月10万円	2,117万円	
支給額 (最大6ヵ月まで)	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯								
	：月6万円	：月8万円	：月10万円								
<p>③市町村が行う生活困窮者支援に対する補助等 生活困窮者を支援するため、官民連携によるプラットフォームの設置やNPO法人等の活動を支援する市町村に対して補助等を行う。</p>		1,304万円									
合 計		93億9,305万円									

問合せ先

【①～③】福祉子どもみらい局福祉部 生活困窮者対策担当課長 深石 電話 045-285-0864

(4) 物価高騰に伴う県民負担軽減（臨時交付金活用事業）

事業名及び事業概要		補正予算額
<p>①県内消費喚起対策事業費（かながわPay） 物価高騰に伴う消費者の負担を軽減するとともに、消費者の購買意欲を喚起し、県内事業者を支援するため、キャッシュレス決済時のポイント還元を追加で措置する。</p>		55億円
<p>②商店街等プレミアム商品券支援事業費補助 消費者の負担軽減に加え、地域における消費を喚起するため、団体等が実施するプレミアム商品券発行事業に対する補助を追加で措置する。 ・補助上限額：1商店街 200万円、複数商店街 500万円</p>		3,285万円
新	<p>③学校給食等物価高騰対応費 栄養バランスや量を保った学校給食等を維持するため、県立特別支援学校の給食費及び寄宿舍食費の物価高騰分を負担する。</p>	1,271万円
合 計		55億4,556万円

問合せ先

【①】産業労働局中小企業部中小企業支援課 課長 和泉 電話 045-210-5550
 【②】産業労働局中小企業部商業流通課 課長 小板橋 電話 045-210-5600
 【③】教育局指導部保健体育課 課長 富澤 電話 045-210-8300

イ 中小企業・小規模事業者等への支援（63億7,999万円）※(イ)②③の再掲は除く

(7) 農林畜産漁業者への支援（臨時交付金活用事業）

事業名及び事業概要		補正予算額
①	① 農業者の肥料購入に対する補助 農業者の肥料購入費の負担増に対して補助する。	9,559万円
②	② 農業者の省エネ機器導入に対する補助 農業者が使用する省エネ機器等の導入や茶の加工用ボイラーの省エネ化に対して補助する。	5,773万円
③	③ 施設園芸農家の省エネ資材等に対する補助 国の施設園芸セーフティネット構築事業への加入を促進するため、施設園芸農家のセーフティネット加入に必要な積立金に対して補助するとともに、省エネ資材等の購入に対して補助する。	1億3,857万円
④	④ 県有土地改良財産管理者の水利施設光熱費に対する補助 県有土地改良財産の管理者である土地改良区等における水利施設光熱費の負担増に対して補助する。	37万円
⑤	⑤ きのこと生産者の燃料費に対する補助 きのこと生産者の燃料費の負担増や省エネ機器導入に対して補助する。	1,337万円
⑥	⑥ 畜産農家の飼料や光熱費に対する補助等 畜産農家の飼料購入費や光熱費の負担増に対して補助するとともに、輸入飼料への依存から脱却するため、SDGsの取組としてエコフィードの活用に向け、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングを行う。 ※エコフィード：食品残さ等を利用して製造された飼料	9億1,060万円
⑦	⑦ と畜場の燃料費に対する補助 県内で飼育する豚の5割以上を出荷している神奈川食肉センターにおける光熱費の負担増に対して補助する。	573万円
⑧	⑧ 漁業者の燃料費等に対する補助 原油の価格高騰に伴う漁船の燃料費の負担増や、漁業者の漁船用省エネ型エンジンの導入に対して補助する。	6億5,093万円
合 計		18億7,294万円

問合せ先

【①～③】 環境農政局農水産部農業振興課	課長 井上	電話 045-210-4420
【④】 環境農政局農水産部農地課	課長 篠原	電話 045-210-4460
【⑤】 環境農政局緑政部森林再生課	課長 矢崎	電話 045-210-4330
【⑥、⑦】 環境農政局農水産部畜産課	課長 高尾	電話 045-210-4500
【⑧】 環境農政局農水産部水産課	課長 山本	電話 045-210-4530

(イ) 運輸・交通事業者への支援（臨時交付金活用事業）

事業名及び事業概要		補正予算額
①	①貨物運送事業者への燃料価格高騰に対する支援 地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、中小貨物運送事業者に対し、燃料価格高騰分の一部を支援する。 ・支援額：営業用貨物自動車 2.3万円／車両 営業用貨物軽自動車 0.8万円／車両	24億6,652万円
②	②地域公共交通事業者への燃料価格高騰に対する支援 地域公共交通サービスを維持するため、一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、燃料価格高騰分の一部を支援する。 ・支援額：バス 3.5万円／車両 タクシー 1.2万円／車両	3億5,105万円
合 計		28億1,757万円

問合せ先

【①】 産業労働局中小企業部商業流通課

課長 小坂橋 電話 045-210-5600

【②】 県土整備局都市部交通企画課

課長 近藤 電話 045-210-6180

(ロ) 生活衛生関係営業者への支援（臨時交付金活用事業）

事業名及び事業概要		補正予算額
○	○公衆浴場営業者等への補助 原油価格・物価高騰の影響を大きく受けている公衆浴場、クリーニング業、理容業、美容業を営む者が行う省エネ機器等の導入に対して補助する。	7億3,982万円

問合せ先

健康医療局生活衛生部生活衛生課

課長 土肥 電話 045-210-4930

(イ) 中小企業等の資金繰り支援等（臨時交付金活用事業）

事業名及び事業概要		補正予算額							
①	①信用保証事業費補助 原油価格・物価高騰等に直面する事業者の資金調達コストを低減するため、「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料に対する補助を拡充する。	9億2,922万円							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">信用保証料率</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>拡充後※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原油・原材料高騰等対策特別融資</td> <td>0.36% ～ 1.52%</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>			区分	信用保証料率		現行	拡充後※	原油・原材料高騰等対策特別融資	0.36% ～ 1.52%
区分	信用保証料率								
	現行	拡充後※							
原油・原材料高騰等対策特別融資	0.36% ～ 1.52%	0%							
※信用保証料率は県の補助による割引後の率									

事業名及び事業概要	補正予算額
②県内消費喚起対策事業費（かながわPay）（再掲） 物価高騰に伴う消費者の負担を軽減するとともに、消費者の購買意欲を喚起し、県内事業者を支援するため、キャッシュレス決済時のポイント還元を追加で措置する。	55億円
③商店街等プレミアム商品券支援事業費補助（再掲） 消費者の負担軽減に加え、地域における消費を喚起するため、団体等が実施するプレミアム商品券発行事業に対する補助を追加で措置する。 ・補助上限額：1商店街 200万円、複数商店街 500万円	3,285万円
合 計	64億6,207万円

問合せ先
【①】産業労働局中小企業部金融課 課長 三杉 電話 045-210-5670
【②】産業労働局中小企業部中小企業支援課 課長 和泉 電話 045-210-5550
【③】産業労働局中小企業部商業流通課 課長 小板橋 電話 045-210-5600

(オ) 省エネルギーの推進（臨時交付金活用事業）

事業名及び事業概要	補正予算額
○中小規模事業者の省エネルギー対策の促進 中小規模事業者の脱炭素化への取組や原油価格高騰への対応を支援するため、省エネ診断で提案された設備の導入に対する補助を追加で措置する。	2,043万円

問合せ先
環境農政局環境部環境計画課 課長 加藤 電話 045-210-4050

ウ ウクライナ避難民への支援（756万円）

事業名及び事業概要	補正予算額
○翻訳・通訳による情報支援や日本語教育の提供（臨時交付金活用事業） ウクライナ避難民が言語に困らず必要な支援を受けられるよう、ウクライナ語及びロシア語への翻訳・通訳による情報支援や日本語教育を実施する。	756万円

問合せ先
国際文化観光局国際課 課長 今井 電話 045-210-3740

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

29億3,415万円

ア 医療提供体制の整備及び感染防止対策

事業名及び事業概要		補正予算額
①	感染症患者入院医療機関等設備整備費補助等 (包括交付金及び臨時交付金活用事業) 県が設置する臨時の医療施設(鎌倉市)の土地が使用期限を迎えるため、解体及び土地の原状復帰を行うとともに、新たにコロナ病床を確保する医療機関に対して、仮設病棟の整備等に係る費用を補助する。	20億 476万円
②	抗原検査キットの高齢者施設等への配布(臨時交付金活用事業) 新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い高齢者への感染拡大を防止するため、高齢者施設や介護サービス事業所の従事者向けに、抗原検査キットを配布する。	5億3,265万円
合 計		25億3,741万円

問合せ先

【①】健康医療局保健医療部医療課

課長 市川 電話 045-210-4860

【②】福祉子どもみらい局福祉部

介護サービス担当課長 諸星 電話 045-210-4801

イ かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金活用事業

事業名及び事業概要		補正予算額						
①	子ども関連施設感謝・応援事業費 感染拡大時においても開所するなどの社会的要請を受けた保育所等の子ども関連施設に対し、感謝・応援の気持ちを伝えるため県産品を贈呈する。	1億2,639万円						
②	潜在介護職員等復職支援事業費 感染防止対策の徹底などにより業務が増加している介護職員等の負担を軽減するため、対象期間内に復職した介護職員等に対して奨励金を給付する。 <潜在介護職員等への給付> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>要件</td> <td>対象期間内に新たに県内の介護・障害福祉施設で常勤職員として再就職し介護又は看護業務に従事した場合</td> </tr> <tr> <td>対象期間</td> <td>予算議決日から令和5年2月28日まで</td> </tr> <tr> <td>給付金額</td> <td>5万円(給付回数は1回限り)</td> </tr> </table>	要件	対象期間内に新たに県内の介護・障害福祉施設で常勤職員として再就職し介護又は看護業務に従事した場合	対象期間	予算議決日から令和5年2月28日まで	給付金額	5万円(給付回数は1回限り)	9,035万円
要件	対象期間内に新たに県内の介護・障害福祉施設で常勤職員として再就職し介護又は看護業務に従事した場合							
対象期間	予算議決日から令和5年2月28日まで							
給付金額	5万円(給付回数は1回限り)							

事業名及び事業概要		補正予算額				
③	③医療機関看護職員確保・育成支援事業費 再就職する看護職員を増やすことにより、医療現場の負担を軽減させ、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者を応援するため、看護職員の確保を図る神奈川モデル認定医療機関に対して、奨励金を給付する。 <神奈川モデル認定医療機関への給付> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象医療機関</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川モデル認定医療機関</td> <td>30万円 (雇用する看護職員1名につき)</td> </tr> </tbody> </table>	対象医療機関	給付額	神奈川モデル認定医療機関	30万円 (雇用する看護職員1名につき)	1億8,000万円
	対象医療機関	給付額				
神奈川モデル認定医療機関	30万円 (雇用する看護職員1名につき)					
合 計		3億9,674万円				

問合せ先

- | | | | |
|-----------------------|------------|----|-----------------|
| 【①】 福祉子どもみらい局総務室 | 企画調整担当課長 | 清水 | 電話 045-210-3620 |
| 【②】 福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 | 課長 | 河田 | 電話 045-210-4740 |
| 【③】 健康医療局保健医療部 | 保健医療人材担当課長 | 西海 | 電話 045-210-4742 |

(3) その他

○ 新たな子育て家庭支援の基盤整備

事業名及び事業概要		補正予算額
①	①子育て世帯訪問支援事業費補助（安心こども基金活用事業） 虐待リスクの高まり等を未然に防ぐため、家事・育児等に不安・負担を抱えた子育て家庭等を対象に、訪問支援員による支援を行う市町村に対して補助する。	962万円
②	②子育て世帯レスパイト支援事業費補助（安心こども基金活用事業） 家庭・養育環境の支援を強化するため、子育て短期支援施設における専従職員の配置や、一時預かり事業における低所得世帯等の利用者負担軽減を行う市町村に対して補助する。	1億5,473万円
③	③子育て世帯への包括的な支援体制構築（安心こども基金活用事業） 妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制を構築するため、市町村が実施する次の事業に対して補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健及び児童福祉の一体的相談を行う機関の整備 ・妊婦検診未受診の妊婦等への訪問支援 ・児童相談所一時保護所等の定員超過解消等の事業 	1億4,764万円
	④安心こども基金への積立	2億3,094万円
合 計		5億4,294万円

問合せ先

- | | | | |
|--------------------------------|----|-----|-----------------|
| 【①、②、④】 福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課 | 課長 | 後明 | 電話 045-210-4660 |
| 【③子育て世帯及び子どもへの支援】 | | | |
| 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 | 課長 | 長谷川 | 電話 045-210-4650 |
| 【③妊産婦への支援】 健康医療局保健医療部健康増進課 | 課長 | 柁 | 電話 045-210-4770 |

○ 県営住宅整備事業費（県営住宅事業会計）

2億3,528万円

P F I 方式による県営上溝団地（相模原市中央区光が丘）及び県営追浜第一団地（横須賀市追浜本町）の建替えについて、総合評価一般競争入札により決定した落札事業者の提案を踏まえ、4年度に県が支払う必要のある金額を追加で措置する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 田中 電話 045-210-6533]

○ 債務負担行為の再設定

入札不調により3年度中に契約に至らなかったため、改めて債務負担行為を設定する。

(1) 津久井警察署新築工事費

【債務負担行為の設定】	期 間	令和4年度～令和5年度
	限度額	6億9,524万円

(2) 民間活力導入型交番新築工事費

【債務負担行為の設定】	期 間	令和4年度～令和54年度
	限度額	4億6,034万円

[警察本部総務部施設課課長代理 叶野 電話 045-211-1212 内線 2261]

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	16 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	1 件
動 産 の 取 得	1 件
指 定 管 理 者 の 指 定	4 件
そ の 他	3 件
計	25 件
(参考)6月補正予算	2 件
合 計	27 件

2 主な条例案等

【条例の改正】

- 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例

(P15参照)

プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、県がプラスチックごみ対策を継続的に推進するための根拠規定や、事業者、県民の責務規定を追加するなど、所要の改正を行う。

[環境農政局環境部資源循環推進課長 電話 045-210-4170]

- 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例(P16参照)

県立高校改革実施計画(Ⅱ期)に基づく再編・統合による県立の高等学校の設置等を行うため、所要の改正を行う。

[教育局総務室県立高校改革担当課長 電話 045-285-1011]

【指定管理者の指定】(②から④ P17参照)

	施設の名称	指定管理者候補		指定期間
		名称	主たる事務所の所在地	
①	大船フラワーセンター	アメニス大船フラワーセンターグループ	東京都港区三田四丁目7番27号	R5.4.1～ R10.3.31
②	芹が谷やまゆり園	社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園	横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1749番地	R5.4.1～ R10.3.31
③	津久井やまゆり園	社会福祉法人かながわ共同会	秦野市南矢名三丁目2番1号	R5.4.1～ R10.3.31
④	三浦しらとり園	社会福祉法人清和会	鎌倉市植木18番地	R5.4.1～ R10.3.31

①[環境農政局農水産部農政課長 電話 045-210-4401]

②から④[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

- 神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、県議会議員及び県知事の選挙における自動車の使用、ビラ及びポスターの作成費用の公費負担に関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民の利便性の向上及び行政の効率化を目的に、県教育委員会が処理する特別支援学校への就学経費の支弁事務等について、住民基本台帳ネットワークシステムを活用するため、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

- 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了に伴い、スポーツ局の業務について、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員の例に準じ、育児参加休暇の対象期間を拡大するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、育児短時間勤務をした職員に係る退職手当の除算率を緩和するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与担当課長 電話 045-210-2155]

○ 神奈川県手数料条例改正関係4条例

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に伴い、建築行為を伴わない優良な既存住宅を長期優良住宅に認定するための申請手数料を追加するなどとともに、手数料を収入証紙により徴収するため、所要の改正を行う。

① 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

② 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正に伴い、教育職員免許状の更新制に係る申請手数料の規定を削除するなど、所要の改正を行う。

③ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

④ 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

○ 民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員の一斉改選に合わせ、市町村の実情を踏まえた定数とするため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長 電話 045-210-4740]

○ 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

地域医療への貢献を促すため、修学資金の貸付要件にキャリア形成卒前支援プランの適用を追加するとともに、新たに脳神経外科を指定診療科に追加するため、所要の改正を行う。

[健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長 電話 045-210-4742]

○ 神奈川県暴力団排除条例の一部を改正する条例

県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、暴力団排除特別強化地域制度を導入し、事業者と暴力団との関係遮断をより一層推進するため、所要の改正を行う。

[警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課課長代理
電話 045-211-1212 内線4511]

○ 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

道路交通法の一部改正等により、認知機能検査方法の一部が改正されたことに伴い、認知機能検査員講習手数料の額を改定するため、所要の改正を行う。

[警察本部交通部運転免許本部運転免許課管理官 電話 045-365-3111 内線211
運転教育課課長代理 電話 045-365-3111 内線311]

【工事請負契約の締結】

名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
警察本部庁舎無停電電源装置更新工事請負契約	横浜市中区海岸通2-4	協同電気株式会社	7億7,843万7,000円

[警察本部総務部施設課課長代理 電話 045-211-1212 内線 2261]

【動産の取得】

○ 航空機「はまかぜ」用ヘリコプターテレビシステム

老朽化した航空機「はまかぜ」用ヘリコプターテレビシステムを更新するため、機器を購入する。

品目及び数量 航空機「はまかぜ」用ヘリコプターテレビシステム 一式

契 約 者 名 株式会社東通インターナショナル

代表取締役 伊 藤 章

契 約 金 額 3億3,330万円

[警察本部警備部警備課課長代理 電話 045-211-1212 内線 5711]

【その他】

○ 神奈川県道路公社定款の変更について

神奈川県道路公社が県道本町山中線において、道路を新設・改築して料金を徴収する業務の終了に伴い、定款変更に関し、地方道路公社法の規定に基づき、国土交通大臣に認可を申請するもの。

[県土整備局道路部道路企画課長 電話 045-210-6400]

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可について

令和4年度の診療報酬改定により、紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴収する医療機関の範囲及び定額負担額等の見直しが行われたことに伴い、法人の中期計画の変更を認可するため提案する。

[健康医療局県立病院課長 電話 045-210-5040]

○ 退職手当に関する処分に対する審査請求について

退職手当に関する処分に対する審査請求について、地方自治法第206条第2項の規定により、諮問するもの。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応を契機として、プラスチック資源の循環推進の重要性がより一層高まっている。

このような状況を踏まえ、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、県がプラスチックごみ対策を継続的に推進するための根拠規定や、事業者、県民の責務規定を追加するなど、所要の改正を行う。

2 内容

(1) 条例の名称等の見直し

資源の循環的な利用等の推進に係る内容の拡充を図ることから、条例の名称を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改める。

併せて、条例の目的に「資源の循環的な利用等の推進」を追加する。

(2) 県の責務の追加

プラスチックをはじめとする資源の循環的な利用等の推進や美化活動の拡大等を図るため、次の責務を追加する。

- ・プラスチック資源循環推進等計画の策定
- ・事業者、県民及び市町村と連携した美化活動の推進
- ・環境教育の推進

(3) 事業者及び県民の責務の追加等

ア 地域における美化活動への協力

事業者や県民の責務として、県及び市町村が実施する美化活動の推進に関する施策への協力について追加する。

イ ポイ捨て禁止規定に係る例示記載の見直し及び廃棄物の散乱防止

ポイ捨て禁止の対象とするごみの例示として、空き缶、空き瓶等に加えて、「ペットボトル、食品の容器包装、プラスチック製買物袋」を追加するとともに、ごみを捨てる際の廃棄物の散乱防止に関する規定を追加する。

(4) 産業廃棄物の保管場所の届出の適用除外の拡大

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の認定（親子会社認定）を受けた複数の事業者が一体として処理を行う場合は、当該産業廃棄物の保管場所については、条例に基づく産業廃棄物の保管場所の届出を不要とする。

3 施行期日

公布の日。ただし、2(4)については令和4年8月1日。

問合せ先

環境農政局環境部資源循環推進課長 矢板 電話 045-210-4170

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

県立高校改革実施計画（Ⅱ期）に基づく再編・統合による県立の高等学校の設置等を行うため、所要の改正を行う。

2 内容

県立高校改革実施計画（Ⅱ期）に基づき、再編・統合を行い、令和4年11月1日に県立高等学校3校を新校として設置し、令和5年4月1日に開校する。

新 校（所在地）	再編・統合の対象校
神奈川県立横浜瀬谷高等学校 （横浜市瀬谷区東野台29番地の1）	神奈川県立瀬谷高等学校★
	神奈川県立瀬谷西高等学校
神奈川県立逗子葉山高等学校 （逗子市桜山5丁目24番1号）	神奈川県立逗葉高等学校★
	神奈川県立逗子高等学校
神奈川県立相模原城山高等学校 （相模原市緑区城山一丁目26番1号）	神奈川県立城山高等学校★
	神奈川県立相模原総合高等学校

※ ★印の学校の敷地・施設を活用して新校を設置。現在、★印の学校に在籍する1、2年生の生徒は、令和5年4月に新校に移行（在籍変更）。

3 施行期日

令和4年11月1日（令和5年度入学者選抜の実施その他準備のため）。
ただし、再編・統合の対象校は、令和5年3月31日まで設置する。

問合せ先

教育局総務室県立高校改革担当課長 千葉 電話 045-285-1011

芹が谷やまゆり園、津久井やまゆり園及び三浦しらとり園の 指定管理者の指定について

1 目的

芹が谷やまゆり園、津久井やまゆり園及び三浦しらとり園については、指定期間が令和4年度末をもって終了することから、公募により指定管理者の募集を行った。

このたび、指定管理者評価委員会による厳正な審査結果を踏まえて、神奈川県立の障害者支援施設に関する条例及び三浦しらとり園条例の規定に基づき、各施設の指定管理者を指定するもの。

2 内容

指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	応募 団体数	指定管理者候補（所在地）	指定期間
芹が谷やまゆり園	2	社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園（横浜市）	R5.4.1～ R10.3.31
津久井やまゆり園	1	社会福祉法人かながわ共同会（秦野市）	
三浦しらとり園	1	社会福祉法人清和会（鎌倉市）	

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 高橋 電話 045-210-4702

問合せ先

- I 補正予算案について
神奈川県総務局財政部財政課
課長 三澤 電話 045-210-2250
課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252
- II 条例案等について
神奈川県政策局総務室
企画調整担当課長 小泉 電話 045-210-3012
企画調整第一グループ 吉田 電話 045-210-3022